

専門医研修及び専攻医に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師法（昭和23年法律第201号）第4章に規定する臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を修了した者が、専門領域の研鑽を深め、高度先進的な知識及び技術を確立するために、さらに研修する機会（以下「専門医研修」という。）を設け、その研修する者（以下「専攻医」という。）の条件等を明確にするために定めるものとする。

(研修期間)

第2条 専門医研修の期間は、初期臨床研修終了後の引き続いた3年とする。ただし、院長が適当と認めるときは、5年まで延長することができる。

(身分)

第3条 専攻医は、会計年度任用職員として身分を保障する。

(申請)

第4条 診療科の長は、専門医研修を希望する者が専攻医として適任と認める場合において、その者を新たに採用しようとするときは当該者の履歴書及び医師免許証の写しを、4年次又は5年次に継続しようとする者がいるときは専攻医継続申請書（別記様式）を、それぞれ院長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、毎年12月末日までに行わなければならない。

(選考)

第5条 院長は、前条の申請があった場合は、診療科における医師の配置状況、患者数の動向等を確認したうえで、1月末日までに採用の可否について判断し市長に具申するものとする。

(勤務条件)

第6条 勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、勤務の途中において60分間の休憩を与える。ただし、日曜日及び土曜日は週休日とし、祝日は勤務を要しない日とする。

(庶務)

第7条 専攻医の任用に係る事務は、管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専攻医について必要な事項は、院長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項第 3 号の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。